



平成 29 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 北 海 電 気 工 事 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 大 房 孝 宏
(コード番号 1832 札証)
問 合 せ 先 執 行 役 員 法 務 室 長 田 嶋 秀 実
(TEL 011-811-9421)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年1月30日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単위를100株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年4月1日(土)

(ご参考) 平成29年4月1日(土)をもって、札幌証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新 設)	(単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 附 則 <u>第8条の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の効力発生日

平成29年4月1日(土)

以 上